平成２４年（フ）第５６０号
堺市堺区楠町４丁２番11号　西村マンション201号
債務者　内海　良太
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　孝雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６０２号
堺市堺区香ヶ丘町１丁３番33号
債務者　福地　眞得
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　孝雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３６号
横浜市瀬谷区南台１丁目29番地３　市営瀬谷南住宅５棟104号
債務者　永野　敬一
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１１号
埼玉県川口市安行出羽５丁目５番30号　リリー坂下Ｂ202号
債務者　池上　弘記
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
三重県員弁郡東員町笹尾東２丁目28番２
債務者　岩田　勝義
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾市　淳二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
熊本県玉名市岱明町浜田2916番地７
債務者　村上　君博
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　素士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第４８号
熊本県玉名市岱明町浜田2916番地７
債務者　村上たえこ
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　素士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第６３７号
さいたま市岩槻区大字掛7945番地12
債務者　森本　良一
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
長野市吉田２丁目20番８―403号
債務者　竹並貴久江
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉﨑　哲矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
長野市三輪９丁目６番23号
債務者　小林　保夫
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鏡味　聖善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７２号
札幌市厚別区厚別北２条４丁目１番２―1005号
債務者　五十嵐久和
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　泰朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７３号
札幌市厚別区厚別北２条４丁目１番２―1005号
債務者　五十嵐和子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　泰朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５６号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生538番地の６、前住所神奈川県平塚市諏訪町13番13―１号
債務者　中田　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６５号
山形県米沢市成島町２丁目２番88―12号
債務者　滝沢　直子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１８１号
函館市松川町27番11号
債務者　小高　辰敏
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２号
沖縄県宮古島市平良字下里1749番地２　丸富マンション２―206
債務者　仲本千登勢（旧姓下地）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第１３号
沖縄県宮古島市平良字下里816番地２　仲宗根アパート２階
債務者　高江洲勝子（旧姓伊波）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
那覇地方裁判所平良支部